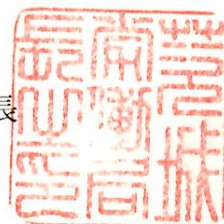




茨労発基 0802 第 5 号
令和元年 8 月 2 日

事業者等団体の長 殿

茨城労働局長



転倒災害の防止に向けた取組について（協力要請）

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当局では、休業 4 日以上之死傷災害の中で、業種横断的に発生し、かつ中期的にみた場合、増加率の大きい転倒災害の減少を図るため、平成 27 年 1 月以降、「STOP！転倒災害プロジェクト茨城」を展開し、転倒災害防止を重点的に取り組んできたところです。

しかしながら、転倒災害は増減を繰り返し（27 年 557 件、28 年 567 件、29 年 527 件、30 年 542 件）ており、減少傾向に転じたとは言えず、令和 4 年までに休業 4 日以上之死傷災害を平成 29 年比で 5% 以上減少させることを目標としている第 13 次労働災害防止推進計画の達成のためには、更なる取組が必要となっています。

こうした状況を踏まえ、「STOP！転倒災害プロジェクト茨城」の実施要綱を別添のように改め、転倒災害防止対策のより一層の推進を図ることとしますので、御了知いただくとともに、貴団体におかれましても、当該取組と連携して、転倒災害防止について、傘下の会員事業場等に対する周知啓発、支援等に、各団体の実情に応じて、取り組んでいただきますよう御願いたします。

「STOP！転倒災害プロジェクト茨城」実施要綱（改定版）

茨城労働局

1 趣旨

茨城労働局においては、平成27年1月から「STOP！転倒災害プロジェクト茨城2015」を開始し、平成28年1月からはそれを発展・継続させ「STOP！転倒災害プロジェクト茨城」として、業種横断的に発生し、かつ中期的に見た場合、増加率の大きい転倒災害（平成11年354件→平成27年557件：増加率57%）の防止に重点的に取り組んできた。

しかしながら、転倒災害は増減を繰り返し（27年557件、28年567件、29年527件、30年542件）ており、減少傾向に転じたとは言えず、令和4年までに休業4日以上の死傷災害を平成29年と比較して△5%以上減少させることを目標としている第13次労働災害防止推進計画の達成のためには、更なる取り組みが必要である。

こうした状況を踏まえ、業種横断的に転倒災害の防止に関する意識啓発を図り、職場における転倒リスクの総点検と必要な対策の実施により、職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境を実現することを目的とする、「STOP！転倒災害プロジェクト茨城」の一層の推進のための取組を実施する。

2 重点取組期間

「STOP！転倒災害プロジェクト茨城」（以下、本プロジェクトという）の重点取組期間は、全国安全週間準備期間である6月及び年末・年始労働災害防止強化運動期間であり、転倒災害が多発し易くなる前の12月とする。

3 災害防止の重点事項

- (1) 屋内及び屋外作業場での4S（整理、整頓、清潔、清掃）活動の徹底による転倒災害防止
- (2) 水濡れ、油汚れ又は凍結した作業床等による転倒災害防止

4 茨城労働局の実施事項

- (1) 各労働災害防止関係団体等に対する啓発、広報の実施
- (2) 各種説明会等における周知
- (3) 茨城労働局ホームページによる周知

5 各労働基準監督署の実施事項

- (1) 管内の実情にあった本プロジェクトの周知及び広報活動の実施
- (2) 小売業、社会福祉施設、飲食店をはじめとする第三次産業等の転倒災害多発業

種に対する個別指導等の実施

- (3) 各種説明会等における本プロジェクトの趣旨説明の実施
- (4) チェックリストを活用した事業場への指導の実施

6 各労働災害防止関係団体等の実施事項

- (1) 会員事業場等への周知啓発
- (2) 事業場への転倒災害防止対策の指導援助

7 事業場の実施事項

(1) 重点取組期間において実施する事項

① 6月の実施事項

- ア 安全管理者や安全衛生推進者が参画する場（安全衛生委員会等）における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議
- イ チェックリストを活用した安全衛生委員会等による職場巡視、職場環境の改善や労働者の意識啓発、職場巡視等により、転倒災害防止対策の実施（定着）状況の確認

② 12月の実施事項

- ア 年末・年始労働災害防止強化運動の取組の一環として転倒災害防止対策を推進する。
- イ 積雪、凍結が本格化する前に、冬季に向けた転倒災害防止対策の準備を進める。

(2) 一般的な転倒災害防止対策

- ① 作業通路における段差や凸凹、突起物、継ぎ目等の解消
- ② 4S（整理、整頓、清潔、清掃）の徹底による床面の水漏れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去
- ③ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ④ 危険個所の表示等の危険の「見える化」の推進
- ⑤ 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
- ⑥ 作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進
- ⑦ 定期的な職場点検、巡視の実施
- ⑧ 事業場の高年齢労働者（特に女性）が就業する箇所を確認し、①から⑦の重点的な実施
- ⑨ 転倒予防体操の励行
- ⑩ 転倒・腰痛防止用視聴覚教材（「職場のあんぜんサイト」に掲載）等を活用し、転倒災害及び防止対策の繰り返しの注意喚起

(3) 冬季における転倒災害防止対策

- ① 通路、作業場所の凍結等による危険防止の徹底
- ② 大雪、低温等に関する気象情報の活用によるリスク低減措置の徹底

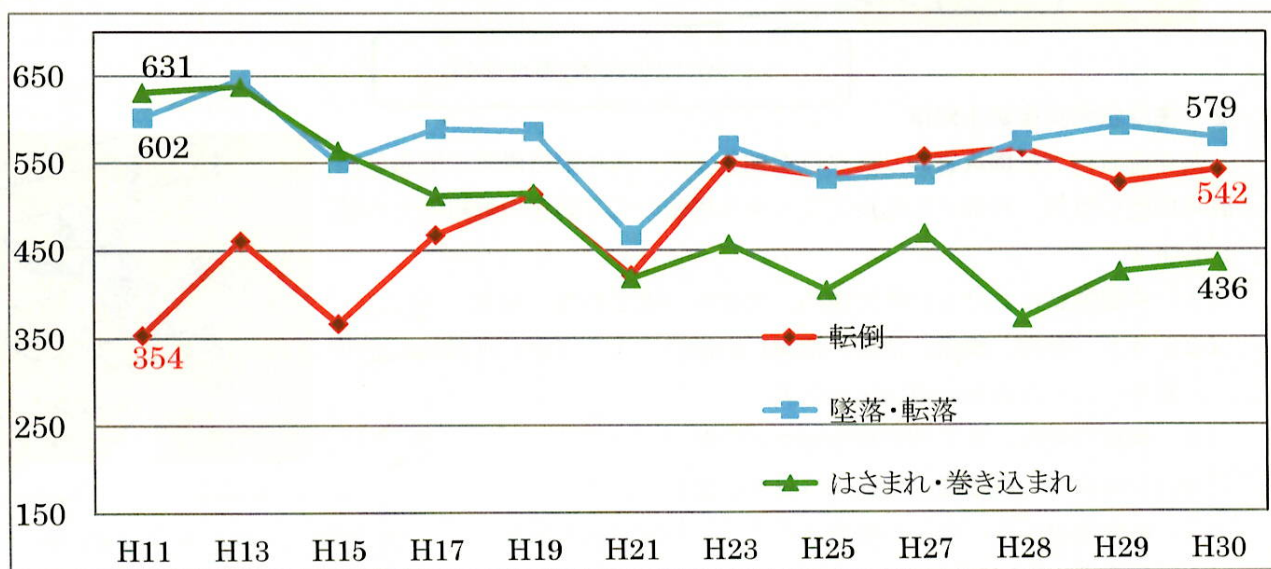
STOP！転倒災害プロジェクト茨城

～ あせらない 急ぐ時ほど落ち着いて ～

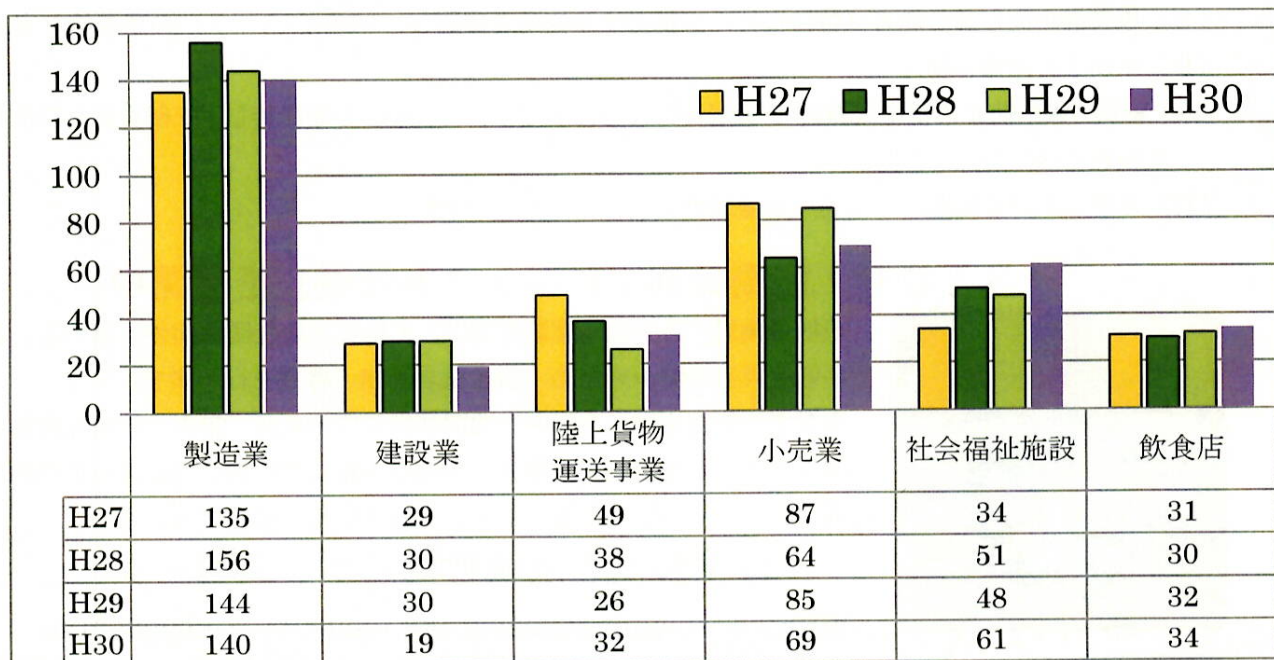
茨城県内の労働災害（休業4日以上）は、墜落・転落、次いで**転倒**、はさまれ・巻き込まれの順で多く発生し、**転倒災害**は、平成11年には死傷者数が354人でしたが、平成30年には542人まで増加しています（グラフ1参照）。

業種別では、製造業、小売業で多く発生し、社会福祉施設、飲食店では増加傾向にあります（グラフ2参照）。

グラフ1 県内における事故の型別の推移（休業4日以上の死傷者数）



グラフ2 転倒災害の主な業種別の推移



厚生労働省茨城労働局・各労働基準監督署

1 転倒災害の典型例

(1) 滑りによる転倒

滑りは、靴と床面の摩擦が低下することにより発生します。滑りやすい床面で、不適切な履物を使用することにより、転倒するリスクが大きくなります。



(2) つまづきによる転倒

つまづきは、歩行中のわずかな段差や階段の蹴上につま先をぶつけることにより発生します。

(3) 踏み外しによる転倒

踏み外しは、歩行中の前方の穴や段差に足を踏み入れたりすることにより発生します。

滑りによる転倒
(安全な通路の確保)



つまづきによる転倒(整理整頓)

2 主な転倒災害防止対策

高年齢者ほど転倒災害のリスクは増加します。高年齢労働者に配慮した職場環境の改善、転倒予防体操による身体機能の低下防止の取組みをお願いします。

- (1) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- (2) 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油污れ等のほか台車等の障害物の除去
- (3) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (4) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- (5) 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
- (6) 作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進
- (7) 定期的な職場点検、巡視の実施
- (8) 事業場の高年齢労働者（特に女性）が就労する箇所を確認し、(1) から (7) の重点的な実施
- (9) 転倒予防体操の励行
- (10) 転倒・腰痛防止用視聴覚教材（「職場のあんぜんサイト」に掲載）等を活用し、転倒災害及び防止対策の繰り返しの注意喚起
- (11) 冬季における通路、作業場所の凍結等による危険防止の徹底



階段での踏み外しによる転倒
(足下の安全確認)

「STOP！転倒災害プロジェクト茨城」を展開中

茨城労働局・各労働基準監督署は、労働災害防止関係団体と協力し、職場での転倒災害の減少のため、引き続き周知・啓発を行います。

事業者の皆さまは、全国安全週間準備月間の6月、年末・年始労働災害防止強化運動期間中であり、積雪、凍結が本格化する前の12月を重点的な取組期間として、職場での転倒災害防止対策に取り組んでください。

厚生労働省茨城労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/home.html>



暗い場所での転倒
(照度の確保)